国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
目次（略）	目次（略）	
本則	本則	
（独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案） 第46条の5　前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。	（独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案） 第46条の5　（略）	
2・3　（略）	2・3　（略）	
（欠格事由） 第46条の6　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。 (1)　未成年者、成年被後見人又は被保佐人 （新設） (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略）	（欠格事由） 第46条の6　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。 (1)　未成年者 (2)　心身の故障により前条第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として細則で定めるもの (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略）	

附　則（令和元年9月14日規程第13号）

この規程は、令和元年9月14日から施行する。